

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 障がいを理由とする差別の禁止等（第 8 条－第 1 0 条）

第 3 章 障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制（第 1 1 条－第 1 4 条）

第 4 章 共生社会の実現に向けた取組（第 1 5 条－第 1 8 条）

第 5 章 雑則（第 1 9 条）

附則

私たちのまち行田市は、豊かな自然と、埼玉県名発祥の地としての由緒ある歴史が息づくまちとして、先人たちの郷土愛とたゆまぬ努力により、現在まで受け継がれてきた。

この住み慣れた地域で、その人らしく生活し、心豊かに暮らすことは、私たち市民の共通の願いである。

しかしながら、障がいのある人は、障がいや障がいのある人への理解の不足又は偏見から生じる社会的障壁による困りごとを抱え、日々の生活の中で障がいを理由とした不利益な取扱い等の差別を受けていると感じている場合も少なくない。障がいのある人が日々の生活の中で受ける差別は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、障壁を取り除くことは社会全体の責任である。

このため、全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組むことが必要である。障がいのある人もない人も、互いを理解し、思いやりの心を持つことで、「誰もがお互いに支え合い、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち行田」がつくられる。

私たちのまち行田市は、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の趣旨を踏まえ、本市における障がいを理由とする差別の解消の実現に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がいを理由とする差別 障がいのある人に対し、不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮の提供をしないことにより、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、障がいのある人に対して不利益な取扱いをすることをいう。
- (5) 合理的配慮の提供 障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人の意思表示が困難な場合に、障がいのある人の家族、支援者、介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）があった場合に、当該障がいのある人と建設的な対話を行い、実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいの

ある人の性別、年齢、障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供することをいう。

- (6) 正当な理由 障がいのある人に対して、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、財、サービス、各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと認められるものをいう。
- (7) 障がいの社会モデル 障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障がいのみ起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものという考え方をいう。
- (8) 行政機関等 障害者差別解消法第2条第3号の行政機関等（市を除く。）をいう。
- (9) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者（市及び行政機関等を除く。）をいう。
- (10) 市民 市内に居住し、又は市内に通勤し、通所し、若しくは通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 障がいを理由とする差別の解消の推進による共生社会の実現は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）の下に行わなければならない。

- (1) 障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること。
- (2) 障がいのある人が地域で自立し、及び社会参加するため、どこで誰と生活するか、どのように学び、就業し、活動するか等について、障がいのある人の選択や意思決定を尊重すること。
- (3) 障がいのある人の選択や意思が尊重されるよう、必要な支援に取り組むこと。この場合において、障がいのある児童には、成人の障がいのある人とは異なる支援の必要性があることに留意すること。
- (4) 障がいを理由とする差別は、障がい及び障がいのある人に関する理解の不足又は偏見から生じ得ることから、全ての市民が障がい及び障がいのある人に関

する理解を深める必要があること。

- (5) 多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、障がいの社会モデルに関する理解を深めることを基本とすること。
- (6) 障がいのある人もない人も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の違いを理解し、互いにその人格と個性を尊重すること。
- (7) 社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民にとって有益であることを認識し、共生社会の実現に向け相互に協力すること。
- (8) 障がいのある女性が、障がい及び性別による複合的な原因により困難な状況に置かれている場合等、障がいのある人が、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、事業者、市民、その他関係者と連携し、及び協力を図るものとする。

3 市は、事業者、市民、その他関係者と連携し、本条例の普及を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深めるものとする。

2 事業者は、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に主体的に取り組むものとする。

3 事業者は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深めるものとする。

2 市民は、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策及び事業者

が実施する障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する取組に協力するとともに、障がいのある人の意思を尊重しつつ、障がいのある人の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

3 市民は、本条例の普及に関し、市に協力するものとする。

(障がい者計画との関係)

第7条 市は、障がい者を理由とする差別の解消に関する施策について、障害者基本法第11条第3項の規定により策定された行田市障がい者計画に定めるものとする。

## 第2章 障がい者を理由とする差別の禁止等

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がいのある人に対し、福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業その他の障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野において、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第9条 市及び行政機関等は、その事務又は事業の実施に当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない。

2 事業者は、福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業その他の障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業の実施に当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない。

(環境の整備)

第10条 市、行政機関等及び事業者は、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解の下、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

### 第3章 障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制

(相談)

第11条 障がいのある人、その家族その他の関係者又は事業者（次項において「相談者」という。）は、市に対し、市内で発生した障がいを理由とする差別に該当すると思われる事案（以下「差別事案」という。）に関する相談をすることができる。

2 市は、差別事案に関する相談があったときは、その情報を収集し、相談者又は当該相談内容に関わる者に対し、必要に応じて次に掲げる対応をするものとする。

- (1) 相談を受けた事案に係る事実の確認及び調査を行うこと。
- (2) 必要な情報提供を行うこと。
- (3) 関係者間の調整を行うこと。
- (4) その他必要な助言及び関係機関への取次ぎを行うこと。

(あっせんの申立て)

第12条 障がいのある市民、その家族その他の関係者は、市長に対し、差別事案を解決するために必要なあっせんの申立て（以下「あっせんの申立て」という。）を前条第1項の相談をした後にすることができる。この場合において、緊急の必要があると市長が認めるときは、前条第1項の相談をせずにあっせんの申立てをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんの申立てをすることができない。

- (1) あっせんの申立てをすることが当該障がいのある市民の意に反すると認められるとき。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）による紛争の解決の手続をすることができるとき。
- (3) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その最後の行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき。
- (4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができるとき。

(あっせん)

第13条 市長は、あっせんの申立てがあったときは、障害者差別解消法第17条第1項の規定により設置する行田市障害者差別解消支援地域協議会（以下この条及び次条第1項において「協議会」という。）にあっせんを行うよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんの手続を開始するものとする。

(1) あっせんの必要がないと認めるとき。

(2) 当該差別事案がその性質上あっせんをするのに適当でないとき。

3 協議会は、あっせんのために必要があると認めるときは、当該差別事案の関係者に協議会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 協議会は、あっせんの手続の開始後においても、第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該手続を中止することができる。

5 協議会は、第1項の規定による求めによりあっせんを行ったとき又は第2項各号のいずれかに該当するとしてあっせんを行わない若しくは第4項の規定によりあっせんの手続を中止したときは、市長にその旨を報告するものとする。

(勧告及び公表の措置)

第14条 協議会は、障がいを理由とする差別を行ったとされる者が、協議会が作成したあっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあっせんに従わないときは、その旨を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合であって、必要があると認めるときは、障がいを理由とする差別を行った者に対して、障がいを理由とする差別を解消するために必要な対応をするように勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

- 5 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第4章 共生社会の実現に向けた取組

(情報の収集、整理及び提供)

- 第15条 市は、不当な差別的取扱いをすることによる障がいのある人の権利利益の侵害防止及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うことに資するため、障がいの分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供事例等の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(相互理解の促進)

- 第16条 市は、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深め、障がいを理由とする差別を解消することの重要性に関する事業者及び市民の理解及び関心の増進が図られるよう、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに関する知識の普及啓発のための広報活動その他の啓発活動を計画的に推進するものとする。

- 2 市は、日常生活又は社会生活に関する分野において、障がいのある人と障がいのない人が一緒に活動し、又は交流する機会を創出することその他必要な取組により、その相互理解を促進するものとする。

- 3 障がいのある人もない人も、相互に理解を深め、共生社会の実現を図るものとする。

(教育)

- 第17条 市は、障がいのある児童と障がいのない児童が共に学ぶことができる包括的な教育を実施するため、障がいのある児童が障がいの特性に応じた教育を受けることができるよう必要な施策を推進するものとする。

- 2 市は、障がいのある児童と障がいのない児童との交流の機会の創出その他の必要な取組により、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を促進するものとする。

(意思疎通)



第18条 市は、障がいのある人が情報を円滑に取得し、又は理解しやすくするため、点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及を図るとともに、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、行田市手話言語条例（平成29年条例第40号）により、手話への理解及び手話の普及の促進を図るものとする。

## 第5章 雑則

### （委任）

第19条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和5年12月9日から施行する。ただし、第12条から第14条までの規定は、令和6年6月1日から施行する。

#### （条例の見直し）

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行されるまでの経過措置）

3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）が施行されるまでの間における第9条第2項の規定の適用について、同項中「提供を行わなければならない」とあるのは「提供を行うよう努めなければならない」とする。